

## 第67条(営業許可の申請)

法第55条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその施設の所在地を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)に提出しなければならない。

一 申請者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び住所(法人にあっては、その名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。))

二 施設の所在地(自動車において調理をする営業にあっては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。)

三 申請する営業の種類、形態及び主として取り扱う食品又は添加物に関する情報

四 食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名(ふりがなを付す。)、資格の種類及び受講した講習会

五 施設の構造及び設備を示す図面(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道及び同条7項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水(以下別表第17及び別表第19において「飲用に適する水」という。)を使用する場合にあっては、同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写しを含む。)

六 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組又は取り扱う食品の特性に応じた取組の種別(令第35条各号に掲げる営業の許可の有効期間満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする場合に限る。ただし、同条第26号又は第28号に掲げる営業の許可を申請する者にあっては、新規に申請をする場合を含む。)

七 法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容